

議案第100号

守谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

守谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年守谷市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項第1号中「この号及び次号において」を削る。

第26条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 7 年 1 2 月 3 日 提 出

守谷市長 松 丸 修 久

令和 年 月 日 原案 決

提案理由（議案第100号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例の引用の表記を変更するものです。また、認定こども園法において入園児虐待の防止に係る規定が創設されることに伴い、引用の表記を変更する必要性が生じたことから、併せて改正を行うものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

守谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改 正	現 行
(特定教育・保育の取扱方針) 第16条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。 (1) 幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下_____「認定こども園法」という。）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。） 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。） (2) から (4) まで (略) 2 (略) (虐待等の禁止) 第26条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1	(特定教育・保育の取扱方針) 第16条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。 (1) 幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下<u>この号及び次号</u>において「認定こども園法」という。）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。） 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。） (2) から (4) まで (略) 2 (略) (虐待等の禁止) 第26条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号

項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

_____に掲げる
行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。